

合法木材の普及推進活動などについて

- 設計者と合法木材のかかわり 1
（社）日本建築士事務所協会連合会 理事 荻原幸雄

- 石川県における住宅政策・公共建築物調達方針と合法木材 . . . 5
石川県農林水産部森林管理課県産材利用促進グループ
主幹 鈴木修治

- わが団体の普及活動 13
和歌山県木材協同組合連合会 専務理事 高井一治

設計者と合法木材の関わり

どのように拡げるべきか？

社) 日本建築士事務所協会連合会とは？

- ↓ 47都道府県にある 社団法人〇〇県建築士事務所協会の連合会
- ↓ 建築士法上の建築士事務所業務団体唯一の法定団体
- ↓ (憲章一) 誠意をもって設計と監理の業務を遂行
- ↓ (憲章一) 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図る
- ↓ (憲章一) 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。

建築士事務所は何ができるか？

- 建築士事務所協会の建築士の講習会開始前にGoho-woodのDVDを放映し、建築士の理解を深める。
- 設計者は建築主にGoho-woodの重要性の説明に努力し、地球温暖化に貢献する自覚を持たせる。
- 設計者は設計図書の特記仕様書にGoho-woodの仕様を記載し、施工業者へ普及に務める。
- 地元の木材協同組合と連携しGoho-wood普及に務める。

特記仕様書に記載する。

	り決定する。
13. 木工事	設計書に記載なき場合は不燃住宅工事共通仕様書（住宅金融普及協会 発行 新所収）による。
	木材・木製製品は「木材・木製製品の合法性、信頼可能性の確保のためのガイドライン（平成18年2月 林野庁）」に沿って証明されたものを使用すること。
【一般事項】	木材の範囲は、木工事における屋根の骨組（架橋材）、下地骨組、下見材、五作、仕上げなどのすべての木工事に適用する。
材料・品質	木材や製材品などの品質は、日本農林規格（JAS）の定めがある場合は、この規格に適合したものとする。

社) 千葉県建築士事務所協会の 取り組み

- 講習会の開始20分からDVDを放映し、建築士の意識改革に取り組んでいる。
- 千葉県木材市場協同組合・千葉土建一般労働組合と連携し応急仮設住宅の体制連携を図る。
- 東京都建築士事務所協会・千葉・埼玉・神奈川県で首都圏会議を開催し、首都圏直下型地震に備える。「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」等
- 千葉県建築設計6団体連絡協議会の連携・普及の努力と行政への協力。

応急仮設住宅の体制連携を図るとは？

- 仮設住宅の平面図の検証。
- 非常時のみでなく常時での生産体制の強化。
非常時→緊急仮設住宅
常時→子供室・別荘・連結しての賃貸住宅や住宅等への多目的な転用
- 地元木材の利用推進。(地産地消)

首都圏直下型地震に備える。

- 東京直下型地震に備える体制強化（東京・千葉・埼玉・神奈川の連携）各地の木材組合・土建組合・建築士事務所の連携。
- 千葉・埼玉・神奈川の遊休地への仮設住宅確保・確認。（行政との連携）
- 仮設住宅の非常時の資材の供給確保。（木材・電気・設備等）

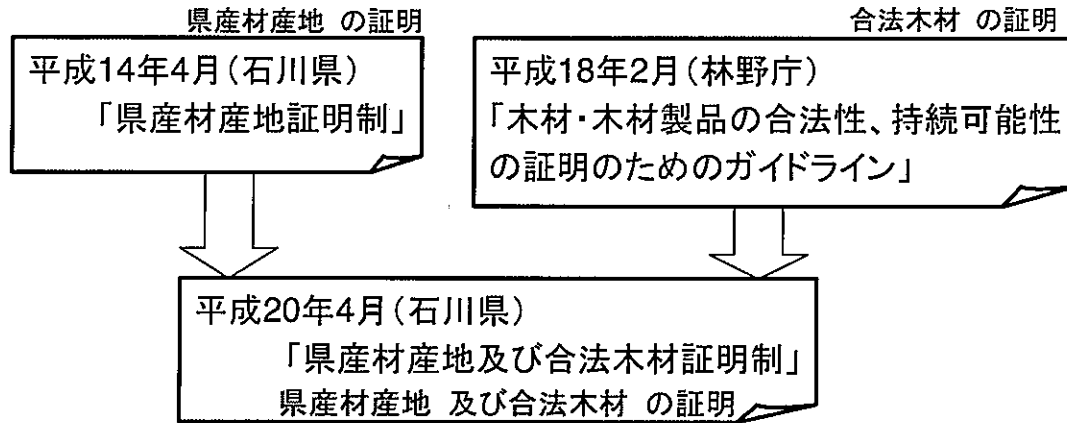
千葉県建築設計6団体連絡協議会の連携

- 千葉県建築士事務所協会・千葉県建築士会・千葉県建築家協会・千葉JASCA・千葉県設備協会・日本建築学会千葉支所の6団体で構成
- 千葉県や千葉市との定期的な意見交換会。
- 市民への建築相談
- 6団体への普及・啓蒙

石川県における住宅政策・公共建築物調達方針と合法木材

1. 石川県の県産材証明と合法木材

県産材産地及び合法木材証明制について



2. 石川県の住宅助成制度と合法木材

- (1) いしかわの木が見える家づくり推進事業（県単事業）
県産材を 5 m³ 以上使用すること
10 万円を 70 戸に対して補助
- (2) 県産材活用住宅等促進支援事業（森林整備加速化・林業再生基金）
県産材を 10m³ 以上使用すること
13～40 万円の補助

どちらの事業も、県産材を利用することは必須条件となっているので、合法木材供給事業者による「県産材産地及び合法木材の証明」を実施することとなる。

3. 石川県内の公共建築物における合法木材

7 月 1 日に、「石川県産材活用推進プロジェクトチーム」委員会において、「石川県内の公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針」を策定。

- ・石川県産材活用推進プロジェクトチームとは、県の部局横断組織。
6 部 2 局 2 委員会（2 1 課 5 室）
- ・県庁内の県産材利用促進のみならず、各部局管轄の市町村担当課や民間に対しても、県産材をはじめとする合法木材利用促進の足がかりと考えている。

石川県内の公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針

1 目的

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果がある等、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な資源であり、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。その利用を推進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備を促し、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資するとともに、地球温暖化の防止や循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

本県では、平成10年度から、県庁内の部局横断組織として「県産材活用推進プロジェクトチーム」を設置し、公共建築物の建設や公共土木事業に使用する県産材に係る調整や協議を行ってきたところである。

このような中、平成22年10月1日、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」）が施行され、国は、同法に基づき「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日 農林水産省、国土交通省告示第3号）」（以下「基本方針」）を策定し、自らが率先して公共建築物等における木材の利用の促進に努めることとしている。

県では、県内の公共建築物の整備及び公共土木工事の施工等に際し、県産材^{※1}をはじめとする木材の更なる利用促進を図るため、法第8条第1項の規定に基づき、本方針を定める。

2 基本的事項

- (1) 本方針における公共建築物とは、県、その他の地方公共団体、又は、国若しくは地方公共団体以外の者が整備する、法第2条第1項、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）」第1条及び基本方針第2の1で定める建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

ア 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所、老人ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

イ 国又は地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（保育所、老人ホーム、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

- (2) 県が実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等において木材を使用する際は、求められる性能等の条件により県産材の供給が不可能な場合を除き、原則として県産材を利用するものとする。
- (3) (1) で定める公共建築物の整備及び公共土木工事等において木材を使用する際は、可能な限り合法性等の証明された木材の利用に努めるものとする。
- (4) 県が実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等に使用するために調達する木材のうち、「石川県グリーン購入調達方針^{註2)}」に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入調達方針に示された判断の基準を満たす木材とする。
- (5) 木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての利用はもとより、建築材料以外の備品等各種製品の原材料としての利用に努めるものとする。

3 県が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

- (1) 県が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物^{註3)}については、原則として木造^{註4)}とする。
また、防災や構造強度の面から木造が困難な場合でも、木造と非木造の混構造を検討する等、可能な限り木材の使用に配慮するものとする。
さらに、建物高さ（低層、高層）や構造（木造、非木造）等にかかわらず、内装等の木質化^{註5)}を図ることが適切と判断される部分については、内装等の木質化を促進するものとする。
- (2) 県は、公共建築物の整備等に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。
- (3) 県が整備する公共建築物において調達する椅子、机、ロッカー、書棚等の備品等については、木材を原料とした物品の利用に努めるものとする。
- (4) 県は、公共建築物の整備等に当たっては、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適正な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

4 県が行う公共土木工事等における県産材利用の推進

県が実施する公共土木工事等²⁶⁾においては、自然環境や景観に配慮し、創意工夫のもと、間伐材をはじめとする県産材を利用した工法の採用に努めるものとする。

ただし、県産材の利用にあたっては、事業の内容や目的、施設の維持管理計画を考慮し、さらに所要の強度が要求される場合は、構造計算や安定計算等を行うなど、安全性などに十分配慮するものとする。

5 県産材利用に対する県民理解の醸成の推進

県は、森林環境教育や木育等に加え、環境貢献度の「見える化」の取組を通じ、県内の森林資源を循環的に利用することの環境面からの意義や有効性、木材を住環境に利用することによる健康面での利点等について、県民への普及啓発に努めるものとする。

6 公共建築物及び公共土木工事等の用に供する木材の適切な供給の確保

(1) 森林所有者や素材生産業者等林業従事者、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、相互に連携し、森林施業の集約化に取り組むとともに、林内路網の整備、林業機械の導入等の林業の生産性向上や、ストックポイントを活用した直送販売等の流通の合理化、低コストな木材製品の製造に取り組み、国や県及びその他地方公共団体等が整備する公共建築物の用に供する品質性能の確かな乾燥材や集成材等、公共土木工事等の用に供する間伐材等の安定供給に努めるものとする。

(2) 県は、森林所有者や素材生産業者等林業従事者、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者が、相互に連携し、品質の確かな木材製品の効率的・安定的な供給を行おうとする行う場合、木材製品製造に資する施設・機械の整備等に対して、国の補助制度等を活用した支援に努めるものとする。

(3) 県は、公共建築物の用に供する木材については、一定の品質を確保する観点から、木材製造業者等の日本農林規格の認定取得に対する支援に努めるものとする。

7 公共建築物及び公共土木工事等の用に供する木材の生産に関する技術の開発・普及

県及び木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、国や県及びその他地方公共団体等が整備する公共建築物や公共土木工事等の用に供する木材の品質・性能の向上や利用技術の開発及び普及に努めることとする。

8 市町等との連携及び方針策定に伴う支援等

- (1) 県は、市町が法第9条第1項に基づき市町方針を定める場合、これを支援するものとする。
- (2) 県は、国、市町、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用に努める設計者等と相互に連携し、県産材をはじめとする木材の利用促進及び供給確保を図れるように努めるものとする。

9 公共建築物及び公共土木工事等における県産材の利用促進のための体制、及び施策の実施状況の公表

- (1) 県は、林業・木材産業の活性化と健全な森林整備を推進するために設置した「石川県産材活用推進プロジェクトチーム」において、公共建築物及び公共土木工事等における県産材の利用の促進を効果的に図っていくため、各部局間の円滑な連絡調整等を行うものとする。
- (2) 県が実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等における県産材の利用状況について、「石川県産材活用推進プロジェクトチーム」において年1回取りまとめ、公表するものとする。

附 則

本方針は、平成23年7月1日から適用する。

注1) 県産材

本方針では、石川県内で素材生産された丸太及び当該原木から加工生産された木材を指す。

注2) 石川県グリーン購入調達方針

国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年5月31日 法律第100号)に定める第10条第1項の規定に基づき、事業者としての石川県が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。

注3) 低層の建築物

高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ面積が3,000m²以下の建築物。
ただし、建築基準法における規制の見直し等に係る公共建築物については、この限りではない。

過去に整備した例として、

①歴史的建築物

- ・金沢城公園 (菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓、河北門)
- ・兼六園 (時雨亭) 等

②周辺環境や目的に併せて木造化を推進

- ・公園施設 (金沢城公園管理センター・休憩所、木場潟公園センター、白山ろくテーマパーク公園センター等)
- ・保健休養林施設 (森林公園インフォメーションセンター、健康の森総合交流センター等)
- ・レクリエーション施設 (のと海洋ふれあいセンター、夕日寺健民自然園体験工房等)
- ・農林水産施設 (畜産総合センター牛舎、水産総合センター広報研修棟等)
- ・環境PR施設 (いしかわエコハウス等)

③木造化が行いやすい施設

県警駐在所 (多雪地帯等を除く)、農業用水ポンプ場上屋、公園・道路等の外構施設 (四阿、パーゴラ、トイレ等)

注4) 原則として木造

原則木造化の例外として、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、留置場等の刑事収容施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される建築物については例外とする。

注5) 内装等の木質化

建築基準法その他の法令等に基づき、不燃材料など防火上支障のない仕上げ材が求められない建築物の外壁、内壁及び天井等の仕上げ材に木材を利用すること。
過去に整備した例として、

- ・石川県庁舎、しいのき迎賓館、県立学校余裕教室 (壁板、引戸等)、県営住宅内装等

注6) 公共土木工事等

例として、法面保護工、土留工、排水施設工、路面工 (縁石工)、防護施設工、柵工、階段工、溪間工、筋工、床固工、谷止工、帯工、護岸工、積工、伏工、標識工等

県産材を使うと補助が受けられます！

県内に建築する住宅・建物の県産材を使うと県の補助が受けられます。

制度 1

いしかわの木が見える家づくり推進事業

補助金額 **10万円** 募集戸数 **70戸**

- 条件
1. 「いしかわの木が見える家づくり推進事業者」が建築する住宅
 2. 県産材を5m³以上使用（一部が見える部分に使用）
 3. 延べ床面積70m²以上（新築の場合のみ）
 4. 建築完了後、半年以内であること など



申込受付 平成23年4月1日～平成24年1月31日（2ヶ月毎に申込を締め切り、申込多数の場合は抽選を行います）
 ＊住宅の新築・増改築又は購入が対象です。
 ＊各回の募集戸数（5月末、7月末、9月末、11月末は各15戸、平成24年1月末は10戸）に申込戸数が達しない場合は抽選は行いません。

制度 2

NEW

県産材活用住宅等促進支援事業

補助金額	県産材 (m ³)	10～15未満	15～20未満	20～25未満	25～
	上限補助金額	13万円	21万円	30万円	40万円

- 条件
1. 「いしかわの木が見える家づくり推進事業者」が建築する住宅又は建物
 2. 県産材の一部が見える部分に使用
 3. 県産材使用率が50%以上
 4. 延べ床面積70m²以上（新築の場合のみ）
 5. 原則として着工前であること（条件を満たせば着工後でも可）
 6. 平成24年1月までに完成すること
 7. 住宅エコポイント等の他の住宅に対する助成制度に申込をしていないこと など

店舗や事務所等の建物も対象です！

申込受付 平成23年4月1日～ 先着順（予算が無くなり次第終了となります）

- ＊住宅・建物の新築・増改築又は購入が対象です。
 ＊補助戸数は、申込の状況により異なります（予算額1,000万円）。
 ＊一部、補助金額が上限補助金額より少なくなる場合があります。

＊制度1と制度2の併用はできません。

＊「いしかわの木が見える家づくり推進事業者」とは、県産材の使用例を県に提案し、認定を受けた工務店等です（下記参照）。

＊「いしかわの木が見える家づくり推進事業者」のリストは石川県森林管理課のホームページに掲載してあります。

＊いずれの事業も、県産材の確認のため、県産材の取扱業者（合法木材供給事業者）が発行する「県産材産地及び合法木材証明書」の提出が必要です。

工務店・建築事業者の方へ

5戸以上建築すれば知事表彰！

完成後に見える場所に県産材を使用した住宅・建物の建築例の提案を募集しています。
 提案書を提出した事業者は「いしかわの木が見える家づくり推進事業者」に認定します。
 提案の内容は、県のホームページで紹介させていただくとともに、上記の補助制度の対象となります。

お問い合わせ・お申し込み

お問い合わせはお近くの下記まで、お申し込みはお近くの農林総合事務所までお願いします。

農林総合事務所	南加賀	小松市園町ハ108-1	0761-23-1717
	石川	白山市鶴来本町4丁目リ75番地	076-272-1171
	県央	金沢市戸水2丁目30番地	076-204-2103
	中能登	七尾市小島町二33番地	0767-52-6600
	奥能登	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2329
石川県農林水産部森林管理課		金沢市鞍月1丁目1番（県庁）	076-225-1643

わが団体の普及活動

平成 23 年 9 月 1 日
和歌山県木材協同組合連合会

I 認定事業者数

素材生産業者	23 社
原木市場	4 社
流通業者（原木）	2 社
木材加工業	27 社
流通業者（製品）	1 社
プレカット加工業	4 社

II 合法木材供給事業者研修会

- 平成 22 年度 合法木材供給システムの現状と課題（事務局）
供給事業者モニタリング調査結果の概要（事務局）
参加者数：26 名
- 平成 21 年度 違法伐採対策の推進（林野庁木材貿易対策室滝氏）
間伐材チップの確認のためのガイドライン（事務局）
合法性・持続可能性証明システムの検証事業（事務局）
参加者数：34 名
- 平成 20 年度 合法木材供給事業者研修テキスト（事務局）
ガイドラインに係る Q&A（事務局）
参加者数：21 名
- 平成 19 年度 合法木材供給事業取組の概要（事務局）
林野庁ガイドライン（事務局）
合法木材ナビの役割（事務局）
参加者数：22 名

III 平成 22 年度地方紙を活用した普及キャンペーン

- ①掲載紙：わかやま新報
- ②発行部数：20,600 部
- ③発行地域：和歌山市、海南市
- ④発行日：平成 23 年 3 月 8 日
- ⑤反応：掲載日の翌日、「合法木材とは？」、「合法木材を使う意義は？」
などの問合せがあった。

IV 平成 22 年度ホームセンター等とタイアップした合法木材フェア

①開催場所：コメリパワー和歌山インター店

②開催日：平成 22 年 12 月 4 日

③来訪者数：約 300 人

①開催場所：イオンモールりんくう泉南イオンホール

②開催日：平成 23 年 2 月 26 日

③来訪者数：約 600 人

④内容：全木連作成の普及パネル展示及び普及パンフレットと合法木材を利用した小物入れキットの配布

⑤両会場とも、普及パンフレット配布時に合法木材の説明を行ったが、8割以上が合法木材を知らなかった。

説明時に環境問題等に触れると興味を示す人もあり、今後、合法木材の普及を図るためには環境問題等を絡め、マスコミ等を利用した継続的な普及キャンペーンの必要性を感じた。

⑥合法木材に関するアンケート調査結果

Q1 地球温暖化問題に関心がありますか？

はい 92% いいえ 8%

Q2 地球温暖化防止に森林や木材が貢献していることを知っていますか？

はい 52% いいえ 48%

Q3 違法伐採問題や合法木材の取り組みをご存知ですか？

はい 18% いいえ 82%

Q4 「合法木材製品マーク」が貼られた商品があれば、興味がありますか？

はい 19% いいえ 7% わからない 74%

Q5 ホームセンター等に「合法木材製品コーナー」があれば、立ち寄りたいと思いますか？

はい 17% いいえ 0% わからない 83%

V 平成 23 年度普及活動（予定）

イオンモールりんくう泉南イオンホールにおける普及活動

丸宇木材市売、東京中央木材市場におけるラベリング製材品の展示